

# 福島第一原子力発電所作業者の内部被ばく線量修正に伴う 長期健康管理対象者の見直しとフォローアップについて

参 考 資 料  
平成25年7月12日  
東京電力株式会社

訂正版

- 当社では、厚生労働省の指針に上乗せした独自の基準に基づき、従来から各種健康診断（長期健康管理）を実施してきておりますが、今回、内部被ばく線量の修正（平成25年7月5日お知らせ済み）に伴い、長期健康管理対象者も見直しをしています。
- その結果、新たに長期健康管理の対象となった方が各種がん検診で30名、甲状腺超音波検査で121名増加しております。また、修正後の対象者数は、各種がん検診で1307名、甲状腺超音波検査で1972名※となっております。

（参考：内部被ばく線量修正の概要）

- ・ 調査対象者数(母数) 19,592人（東電3,290人、協力企業16,302人）
- ・ 上方修正（最大値+48.91mSv）452人（東電30人、協力企業422人）
- ・ 下方修正（最大値-9.24mSv） 27人（東電2人、協力企業25人）

※甲状腺超音波検査の対象者数に誤りがありましたので、訂正箇所を赤文字で記載しております。

（訂正日：平成25年7月22日）

## 厚生労働省の緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針の概要

対象者	検査項目（おおむね1年ごとに1回）	
指定緊急作業 <sup>※1</sup> での実効線量が50mSvを超える	白内障に関する眼の検査 <sup>※2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 細隙灯顕微鏡による白内障に関する眼の検査</li> <li>・ 水晶体の写真を撮影しておくことが望ましい</li> </ul>
指定緊急作業での実効線量が100mSvを超える	甲状腺の検査 <sup>※2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 採血による甲状腺刺激ホルモン(TSH)、遊離トリヨードサイロニン(free T3)及び遊離サイロキシン(free T4)の検査</li> <li>・ 上記の検査の結果及び被ばく線量等から医師が必要と認めた場合には、頸部超音波検査</li> </ul>
	胃がん検診 <sup>※2</sup>	胃エックス線透視検査又は胃内視鏡検査
	肺がん検診 <sup>※2</sup>	胸部エックス線検査及び喀痰細胞診
	大腸がん検診 <sup>※2</sup>	便潜血検査

※1：平成23年3月11日に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所における厚生労働大臣が指定する緊急作業（電離放射線障害防止規則第59条の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する緊急作業（平成23年厚生労働省告示第402号）で定める緊急作業

※2：希望者について、各企業（各事業者）にて実施

## 厚生労働省の指針に追加しての東京電力独自の取り組み

対象者	検査項目（おおむね1年ごとに1回）		対象数※4
指定緊急作業に従事し、その後の東京電力の原子力発電所でのH28年3月末までの累積実効線量と指定緊急作業での実効線量の合計が50mSvを超える。 ただし、厚生労働省の指針に基づく長期健康管理の対象者は除く（厚生労働省の指針に基づき検査が実施されるため）	甲状腺の検査※2	・採血による甲状腺刺激ホルモン(TSH)、遊離トリヨードサイロニン(free T3)及び遊離サイロキシシン(free T4)の検査 ・上記の検査の結果及び被ばく線量等から医師が必要と認めた場合には、頸部超音波検査	社員 534名 (1名) 協力企業 600名 (29名)
	胃がん検診※2	胃エックス線透視検査又は胃内視鏡検査	
	肺がん検診※2	胸部エックス線検査及び喀痰細胞診	
	大腸がん検診※2	便潜血検査	
上記の検査の結果、2次検査（精密検査）が必要な者	精密検査※2	甲状腺がん、胃がん、大腸がん、肺がん、白血病	/
指定緊急作業に従事し、その後の東京電力の原子力発電所でのH28年3月末までの累積の甲状腺等価線量と指定緊急作業での甲状腺等価線量の合計が100mSvを超える※1	甲状腺の検査※2	頸部超音波検査	社員 976名 (2名) 協力企業 <u>996名</u> ※ (119名)

※1：甲状腺等価線量は頸部超音波検査対象者抽出のため東京電力にて個別に評価を実施。

※2：東京電力が検査費用を負担。精密検査は東京電力が一部費用負担。

※3：東京電力による健康相談窓口を設置し、本制度を含む各種のご質問にお応えできる体制を確立済み

※4：H25年3月末時点での福島第一での線量による抽出。カッコ内は内部被ばく線量見直しによる追加人数

# 内部被ばく線量見直しに伴うフォローアップ

## ■評価方法の再周知

- 当社で定めた「福島第一原子力発電所における内部被ばく線量の評価方法について」を、福島第一原子力発電所構内で放射線業務を行うすべての協力企業に使用するよう、徹底します。

## ■線量見直し対象者への説明・放射線管理手帳の修正

- 当社社員の見直し対象者には変更の理由を丁寧に説明し、放射線管理手帳の修正をもれなく実施します。
- 協力企業が実施する放射線管理手帳の修正等について適切に支援します。
  - ◆放射線影響協会との情報共有，得られた情報を元請企業へ提供
  - ◆電気事業者間での情報の共有，得られた情報を元請企業へ提供 等

## ■相談窓口の設置

- 緊急作業従事者からの相談を受け付けるための窓口の設置
  - ◆協力企業にて，線量見直し対象者への説明・放射線管理手帳の修正が終了するまで窓口継続
  - ◆協力企業を通じた周知，発電所構内への掲示，ダイレクトメールの発送等により，広く積極的に窓口を周知

## ■健康管理の実施

- 厚生労働省の指針に基づき適切に実施。また，協力企業に対して医療機関の紹介等の必要な支援を実施。
- 当社独自の長期健康管理の対象者になった方には当社より適切にご案内を送付